

四日市市ごみ減量等推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市ごみ減量等推進審議会規則の一部を改正する規則

四日市市ごみ減量等推進審議会規則(平成5年四日市市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は <u>2年以内</u> とし、再任を妨げない。ただし、公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。 4 (略)	(委員) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は <u>2年</u> とし、再任を妨げない。ただし、公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。 4 (略)

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(環境部生活環境課)